

令和元年5月20日現在

機関番号：13301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03396

研究課題名(和文) 会社分割・事業譲渡における債権者保護の在り方

研究課題名(英文) The Creditor Protection in Corporate Division (Spin-off) and Sale of Assets

研究代表者

村上 裕 (MURAKAMI, HIROSHI)

金沢大学・法学系・准教授

研究者番号：80377374

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：会社分割・事業譲渡において債権者をどう保護するべきか、わが国では濫用的会社分割の頻出を受けて、検討の重要度が增大している。本研究では米国法を比較法的対象として、近年理論的な再構成が一部学者から唱えられている事後規制たる承継者責任や、ソルベンシー・オピニオンによる事前規制についての検討を行った。前者については、承継者責任による債権者保護が組織再編の柔軟性と衝突しうるのは限定的な場面のみであるとの示唆を得、後者については近年の米国におけるオピニオンの公平性・中立性をいかに担保するかという議論に着目し、わが国会社法でも、オピニオン導入時には公平性等を確保するための制度設計が必要との結論を得た。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は債権者保護について事後規制のみならず、事前規制、特にソルベンシー・オピニオンも検討することで、債権者保護規制を複合的な視点からとらえた。特にオピニオンについてのまとまった研究は、わが国ではこれまで乏しかったところ、これについて論説を公表することで、学界に貢献しえたと思う。実務上会社分割・資産譲渡における債権者保護は大きな問題となっていたところであり、この研究を深化させたことは、今後の同種の問題解決への一助になりえたという点で社会的意義を有すると思う。

研究成果の概要(英文)：In Japan, there have been frequently abusive corporate split (spin-off) in recent years. How the law should protect corporate creditors in spin-off and sale of assets? This study focus on successor liability in product liability and solvency opinion in spin-off and sale of assets. In recent arguments about successor liability, collision of alienability of corporate assets and creditor protection is limited to case of risk allocation between corporate creditor and successor. And, there is the problem about neutrality in solvency opinion. In Japanese law, the prospects for performance of obligations of company in spin-off also need to be unbiased solvency opinion.

研究分野：民事法学

キーワード：会社分割 債権者保護 事業譲渡

1. 研究開始当初の背景

我が国会社法の会社分割において、会社財産が不当な目的で新設会社に移転することにより、分割会社の残存債権者は債権の満足を得られなくなる恐れがある(このような会社分割を講学上「濫用的会社分割」と呼んでいる)。この点につき、従来詐害行為取消権の可否について議論が進められてきたが、東京地判平成22年5月27日(判例時報2083号148頁)においてこれを肯定する判決が下されて以降、わが国では詐害行為取消権の適用を前提とした、具体的な要件論が展開され始めた。

これらの議論の動向を踏まえ、平成26年改正会社法においては、吸収分割会社または新設分割会社が「(残存)債権者を害することを知って」会社分割を行った場合、分割会社に残存した債権者は承継会社(または新設会社)に対して当該債務の履行を請求することができる趣旨の規定が設けられることとなった(会社法759条4項など)。もっとも、これによって債権者保護が全て解決したというわけではない。一部学説においては、会社759条4項等は民法上の詐害行為取消権等を排除するものと解しているが、一方で改正法による制度は実務上は使えないものであるとする指摘がある。仮に上記学説のとおりであるとする、会社法は使えない道具を与えて「債権者を保護した」と言っているに等しい。とすると、法改正後もなお詐害行為取消権や会社法22条類推適用など、債権者保護のための諸制度が、債権者保護には重要となってくる。最近は実務的には濫用的会社分割は控えられているようであり、新たな事例も生じていないようである。しかしこのことは、会社分割における債権者保護を検討しなくてもよいことを意味しない。むしろこのような時期にこそじっくり理論に立ち返って、会社分割における債権者保護の全体像を研究することこそ、必要であると考えた。

2. 研究の目的

以上を踏まえ、本研究では会社分割・事業譲渡時における債権者保護について、米国法でのspin-off・事業譲渡における債権者保護の検討を通じて、日本法の会社分割における債権者保護の在り方についての示唆を得ることを最終的な目的とする。

ここで米国法を取り上げる理由は、現行会社法の会社分割(人的分割)は事業譲渡+譲渡対価として取得した子会社株式の分配という、まさに米国法のspin-offの形態を採用しているため、spin-offへの考察は日本法への考察と結び付けやすいためである。

米国法で周知のとおり、spin-offについて会社法では規定を設けていない。spin-offにおける債権者保護は基本的に法人格否認の法理を用いたり、事業譲渡について詐害譲渡法等を用いることによって処理をすることになる。いわば債権者保護のための諸制度を動員して、債権者を保護しているのであり、これは、現行のわが国会社法での会社分割時の債権者保護と似た部分を有する。この点も、比較法として米国法を採用した理由である。

3. 研究の方法

本研究では、米国法におけるspin-off・事業譲渡における会社法上の債権者保護及び米国法における会社法以外の法律に基づく債権者保護を検討し、米国法における債権者保護にかかる判例・学説の動向および議論状況・また米国法における債権者保護のありようを探ることとした。米国法における会社法以外の法律に基づく債権者保護については、詐害譲渡法および製造物責任法・スーパーファンド法を研究対象としても含める。我が国の濫用的会社分割の議論においても、破産法上の否認権との関係や偏頗行為性が問題となっていることから、法分野としては破産法の領域である詐害譲渡法も重要な研究対象となる。加えて、組織再編時における法人格否認の法理適用による債権者保護について研究を行う。以上の研究による、米国法における債権者保護の知見に基づいて、日本法への応用可能性を明らかにしていく。

4. 研究成果

(1) 米国法における会社法以外の法律に基づく債権者保護については、事業譲渡においてしばしば製造物責任法上の責任、いわゆる承継者責任が問題となるため、この点を中心に検討を行った。その結果、以下の状況が明らかになった。即ち、承継者責任は、1999年に米国法律家協会が第3次リステイトメント・製造物責任を公表し、資産譲渡取引が阻害されることのないよう、資産譲渡会社が承継者責任を負う範囲を限定したが、それに従わず責任を拡充する方向での判例がその後も出現し、これを支持する学説と、反対する学説の対立があった。以前から承継者責任を巡る議論は百家争鳴の状態にあったが、リステイトメント公表後もなお対立は収まらなかった。このような状況にあって、例えば、情報の非対称性という観点から承継者責任を分析し、譲渡会社が承継者責任により賠償責任を負う額を減額することで資産譲渡を促進し、また一方で資産譲渡会社が賠償責任をより負うことにより、譲渡会社が債権者の被害を防止するための措置を事前に行うようなインセンティブを与えるべきとの規範的な提案を行っている研究がある。

また、Fagan(2015)は承継者責任についての2000以上の判例についていわゆるテキスト分析の手法を使って分析を行う。そこでは、裁判所は次の4つの目的を達成するために、承継者責任を適用していると指摘する。労働法や包括的環境対策・補償・責任法(CERCLA)などの環境法といった連邦法の履行。不法行為責任・契約責任回避に対する修正。(予期しない)不法行為責任または契約責任を伴う資産を取得した譲渡会社と、不法行為債権者・契約責任者間でのリスク分配。

承継者責任を適用しない場合に債権者が破産手続に参加しえない等の問題に対する修正。Faganによると、承継者責任を譲受会社に適用するための重要な判例理論の1つである事実上の合併を、裁判所はと の目的達成のために用いているとする。このように Fagan は政策目的からの判例理論の再構築を試みる。

(2) このように、承継者責任については、わが国にはこれまであまり紹介されていないが、近時様々なアプローチが試みられていることが明らかになった。とくに Fagan による承継者責任の理解は、日本法での資産譲渡・会社分割時における債権者保護の議論に直接的には当てはまるものではないが、一定の示唆を与える点も有する。承継者責任をめぐるのは、当該責任が資産譲渡取引を阻害するか否かについて議論があり、日本法においても、債権者保護と組織再編の柔軟性をトレード・オフの関係で論じる学説が見受けられるところである。しかし Fagan の判例分類からは、それが問題になるのは当該責任のリスク分配のあり方が問題となる場合のみであり、契約責任ないし不法行為責任からの回避に対処すべき事案においては、組織再編の柔軟性を考慮する必要はないことになる。組織再編の柔軟性を理由に債権者保護がともすれば劣後的な扱いをされる議論も少なくない中、このような視点に基づいて今後は検討される必要があるだろう。もっとも、学説においては承継者責任を詐害譲渡の一類型としてのみ把握する見解もあるところであり、承継者責任についてさらなる検討が必要であり、この点は今後の課題である。

(3) 次に、米国法における spin-off・事業譲渡における会社法上の債権者保護について、米国ではほぼ唯一まとまった会社分割についての規定を有するペンシルヴァニア州会社法を中心に検討することを予定していた。しかし同州会社法についての先行研究や判例が予想以上に乏しく、また同州会社法の立法過程を確認しても、債権者保護の点について有益な点に乏しかった。加えて研究開始以降、わが国の債権者保護の議論が、直接請求権における「詐害性」の意義に関するものが中心となっており（主要なものとして、牧 2018）、やや事後規制に偏りがあつたように思われた。そこでこの点の研究方向を転じ、組織再編の事前規制に着目し、日本法でいう会社分割時における「債務の履行の見込み」にあたるソルベンシー・オピニオンについての研究を行った。オピニオンは制定法上で求められてはいないものの、実務上取得することが当然に予定されているため、事実上、会社分割に直面する債権者を保護する役割を果たしている。しかし近年オピニオンの公平性・中立性を疑われる事案が出てきている。ところが米国ではオピニオンを廃止する動きは生じておらず、むしろいかにして公平性・中立性を担保するかという点に議論の中心が置かれる（Fox 2017）。これは、オピニオンが債権者保護の重要な役割を担っていることを示すものと言える。わが国会社法では、いわゆる債務の履行の見込を示す書面において、第三者によるオピニオンの添付は必ずしも求められていない。立法論として、オピニオンの添付を義務付けるべきとの主張はあるが、実際に導入する際は、Fox にみられるように米国法の経験・議論を参照し、公平性・中立性を担保する手段を講じておく必要がある点を指摘した（村上 2019）。

(4) 以上の通り、本研究は法人格否認の法理による債権者保護について十分に検討できなかったなど、部分的に達成しえたととどまるが、当初の予定からは想定していなかった成果も得ることができた。また日本法へのフィードバックに生かすべく日本法における判例についての研究も行ったが（村上 2018・2017）、この点は、米国法研究の成果を十分に反映しえたとまでは言えず、今後の研究課題である。

<引用文献>

- ・ Frank Fagan, From Policy Confusion to Doctrinal Clarity: Successor Liability from the Perspective of Big Data, 9 Va. L. & Bus. Rev. 391 (2015)
- ・ Irina Fox, Minimizing The Risk of Fraudulent Transfer Avoidance: A Good-Faith Solvency Opinion as The Shield to Protect a Leveraged Transaction, 91 Am. Bankr. L.J. 739 (2017)
- ・ 牧真理子『組織再編における債権者保護』（法律文化社・2018年）
- ・ 村上裕「ソルベンシー・オピニオン」金沢法学 61 巻 2 号（2019年）163~180 頁
- ・ 村上裕「債務超過会社における会社分割に対する法人格否認の法理・詐害行為取消権適用の可否」金沢法学 60 巻 2 号（2018年）187~198 頁
- ・ 村上裕「譲渡会社の商号の標章等を続用した譲受会社に対する会社法 22 条 1 項類推適用の可否」金沢法学 60 巻 1 号（2017年）215~226 頁

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 4 件)

村上裕「ソルベンシー・オピニオン」金沢法学、査読無し、61 巻 2 号、2019 年、163~180 頁

村上裕「債務超過会社における会社分割に対する法人格否認の法理・詐害行為取消権適用の可否」金沢法学、査読無し、60 巻 2 号、2018 年、187~198 頁

村上裕「譲渡会社の商号の標章等を続用した譲受会社に対する会社法 22 条 1 項類推適用の可否」

金沢法学、査読無し、60 巻 1 号、2017 年、215～226 頁

村上裕「人的分割における債権者保護についての若干の考察」金沢法学、査読無し、59 巻 2 号、2017 年、223～244 頁

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 件)

なし

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年：

国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。